

公共情報コモンズ 公共情報コモンズ連携システムの接続等に関する細則

現行	改定
<p>平成 23 年 5 月 25 日制定 平成 25 年 4 月 1 日改正</p>	<p>平成 23 年 5 月 25 日制定 平成 25 年 4 月 1 日改正</p>
<p><u>公共情報コモンズ 公共情報コモンズ連携システムの接続等に関する細則</u></p>	<p><u>Lアラート連携システムの接続等に関する細則</u></p>
<p>(連携システム)</p> <p>第1条 サービス利用者等が、<u>公共情報コモンズ</u>への情報発信および<u>公共情報コモンズ</u>からの情報受信を目的として使用するシステムを「<u>公共情報コモンズ</u>連携システム」と称します(以下「連携システム」といいます)。</p> <p>2 連携システムの形態は以下のいずれかとします。</p> <p>(1) サービス利用者等が連携システムを所有し、運用する</p> <p>(2) サービス利用者等が連携システムを所有し、外部の事業者¹にその運用を委託する</p> <p>(3) サービス利用者等は連携システムを所有せず、外部の事業者²の提供によるサービスを利用する</p> <p>3 <u>公共情報コモンズ</u>との連携における連携システムの運用責任は、その形態によらずサービス利用者等にあるものとします。</p>	<p>(連携システム)</p> <p>第1条 サービス利用者等が、<u>Lアラート</u>への情報発信<u>及びLアラート</u>からの情報受信を目的として使用するシステムを「<u>Lアラート</u>連携システム」と称します(以下「連携システム」といいます)。</p> <p>2 連携システムの形態は、以下のいずれかとします。</p> <p>(4) サービス利用者等が連携システムを所有し、運用する</p> <p>(5) サービス利用者等が連携システムを所有し、外部の事業者¹にその運用を委託する</p> <p>(6) サービス利用者等は、連携システムを所有せず、外部の事業者²の提供によるサービスを利用する</p> <p>3 <u>Lアラート</u>との連携における連携システムの運用責任は、その形態によらずサービス利用者等にあるものとします。</p>
<p>(連携システムの仕様)</p> <p>第2条 連携システムの仕様は各サービス利用者等が、各々の要件により定めるものとしますが、以下各号に関しては<u>公共情報コモンズ</u></p>	<p>(連携システムの仕様)</p> <p>第2条 連携システムの仕様は、各サービス利用者等が、各々の要件により定めるものとしますが、以下各号に関しては、<u>Lアラート運用</u></p>

現行	改定
<p>センター(以下「<u>コモンズセンター</u>」といいます)が定める仕様、もしくは公共情報コモンズで採用される標準技術の仕様に準ずるものとします。</p> <p>(1) <u>コモンズ</u>ノードとの接続プロトコル(発信および受信)に関する仕様</p> <p>(2) <u>コモンズ</u>ノードへの発信データのフォーマットに関する仕様</p> <p>(3) <u>コモンズ</u>ノードからの受信データのフォーマットに関する仕様</p> <p>(4) <u>コモンズ</u>ノードとの接続におけるセキュリティに関する仕様</p>	<p>センターが定める仕様、又はLアラートで採用される標準技術の仕様に準ずるものとします。</p> <p>(1) <u>全国</u>ノードとの接続プロトコル(発信及び受信)に関する仕様</p> <p>(2) <u>全国</u>ノードへの発信データのフォーマットに関する仕様</p> <p>(3) <u>全国</u>ノードからの受信データのフォーマットに関する仕様</p> <p>(4) <u>全国</u>ノードとの接続におけるセキュリティに関する仕様</p>
<p>(連携システムの接続)</p>	
<p>第3条 連携システムを公共情報コモンズノードシステム(以下「コモンズノード」といいます)に接続させようとするサービス利用者等(以下「接続者」といいます)は、コモンズセンターの定める手続きにより申請するものとします。</p> <p>2 接続者は、接続開始を希望する日の 30 日前までに接続を申請しなければなりません。</p> <p>3 申請後、その内容に変更が生じた場合には、接続者は速やかにコモンズセンターに修正を申告しなければなりません。</p>	
<p>(接続の許諾)</p>	
<p>第4条 コモンズセンターは接続申請を受領した後申請内容を確認し、当該連携システムの接続の諾否を接続者に回答します。</p> <p>2 コモンズセンターは以下各号を満たす申請に対してのみ接続を許諾します。</p>	

現行	改定
<p>(1) 連携システムは実業務での使用を前提としたものであること</p> <p>(2) 接続申請の内容が妥当であること</p> <p>(3) 連携システムの性能、動作が接続者によって十分に確認されていること</p> <p>(4) 公共情報コモンズテストノードを利用した連携システムとコモンズノードとの接続確認が接続者によって完了していること</p> <p>(5) 連携システムの接続によりコモンズノードの動作に不具合を生じさせる恐れが無いこと</p> <p>3 接続を許諾する場合、コモンズセンターは接続者に対して接続に必要な情報を通知します。</p> <p>4 コモンズセンターは許諾した接続申請について公共情報コモンズ wiki などを通じて全てのサービス利用者等に周知します。</p> <p>(接続の実施)</p> <p>第5条 連携システムをコモンズノードに接続するに際しては、接続者はコモンズセンターおよび利用者設置ノードのノード管理者から指示された接続の手順および方法に従うものとします。</p> <p>2 接続者はコモンズノードへの接続を開始した後、速やかにコモンズセンターに通知するものとします。</p> <p>3 コモンズノードへの接続設定等に関わる情報は秘密情報であり、接続者は当該情報の漏洩等の無いようこれを管理する義務を負います。この義務の不履行によりコモンズセンターおよび他のサービス利用者等が被る不利益についてはそれを発生させた接続者が責任を負うものとします。</p>	

現行	改定
<p>(セキュリティ対策)</p> <p>第6条 接続者は、連携システムおよびコモンズノードがコンピュータウイルス、不正アクセス、サービス妨害等の脅威にさらされないよう、連携システムに対して十分なコンピュータセキュリティ対策を施さなければなりません。</p> <p>(試行期間)</p> <p>第7条 接続者は、連携システムとコモンズノードとの接続開始から連携システムの実業務での使用を開始するまでの期間を「試行運用期間」とし、最終確認を行うことが出来るものとします。</p> <p>2 試行運用期間は接続者が任意に設定できますが、コモンズセンターを通じて全サービス利用者等へ周知しなければなりません。</p> <p>3 接続者が情報発信者である場合、接続者が試行運用期間に行う情報発信は「テストモード」で行うものとします。</p> <p>(接続ネットワーク)</p> <p>第8条 連携システムがコモンズ全国ノードとの接続に利用するネットワークは以下に定めるうちのいずれかとし、接続者が任意に選択できるものとします。</p> <p>(1) LGWAN</p> <p>(2) コモンズ VPN(コモンズセンターの運用するVPN)</p> <p>(3) インターネット</p> <p>2 接続者が前項各号に該当しないネットワークによってコモンズ全国ノードとの接続を希望する場合は、コモンズセンターとの事前の協議および合意によって実施するものとし、またその接続に関</p>	

現行	改定
<p>わる初期費用および運用費用の一切は接続者が負担するものとします。</p> <p>3 コモンズ VPN による接続を行う場合は、コモンズセンターは接続者に対して接続用 IP 貸与し、その個数は一つとします。</p> <p>4 接続者が利用者設置ノードと接続する場合、その接続に使用するネットワークは当該ノードの管理者と接続者の協議により決定されるものとします。</p> <p>5 連携システムがコモンズノードとの接続に利用する通信プロトコルは以下各号に定めるうちから接続者が任意に選択できるものとします。</p> <p>(1) TVCML (Push/Pull)</p> <p>(2) SOAP</p> <p>(3) HTTP (RSS)</p> <p>(4) SMTP (接続者の指定するアドレスへのメール送信)</p> <p>(接続の停止および廃止)</p> <p>第9条 接続を開始した連携システムが 7 日間以上に渡って接続を停止する場合、あるいはシステムの接続を廃止する場合、接続者はコモンズセンターに対して停止または廃止の期日、また停止の場合は再開の期日を申告しなければなりません。</p> <p>2 申告は、停止または廃止の 15 日前まで行われるものとします。</p> <p>3 コモンズセンターは接続者の申告を受けた後、その接続の停止または廃止について全サービス利用者等に対して周知します。</p> <p>4 やむを得ない事情により第 2 項に定める事前の申告が困難な場合は、接続者は申告を困難にする事由が消滅した後可及的速やかに申告するものとします。</p>	

現行	改定
<p>5 コモンズ VPN による接続を廃止する場合、接続者は貸与された IP アドレスを速やかに返却しなければなりません。</p>	<p>(接続ネットワーク及びプロトコル)</p> <p>第3条 連携システムが<u>全国</u>ノードとの接続に利用するネットワークは、規約別紙に定めるものから「<u>連携システムをコモンズノードに接続させようとするサービス利用者等(以下「接続者」といいます)</u>」が任意に選択するものとします。</p> <p>2 前項各号に該当しないネットワークによって<u>全国</u>ノードとの接続を希望する場合は、<u>Lアラート運用</u>センターとの事前の協議<u>及び</u>合意によって実施するものとします。その場合、接続に関わる初期費用<u>及び</u>設備運用費用は、財団側で発生する費用も含めて接続者が負担するものとします。</p> <p>3 コモンズ VPN による接続を行う場合、<u>Lアラート運用</u>センターは、<u>接続用 IP アドレスを貸与することとし、その個数は必要最小数と</u>します。</p> <p>4 利用者設置ノードと接続する場合、その接続に使用するネットワークは当該ノードの管理者との協議により決定されるものとします。</p> <p>5 連携システムが<u>全国</u>ノードとの接続に利用する通信プロトコルは、SOAP としますが、特段の理由がある場合に限り、他のプロト</p>

現行	改定
	<p>コールを利用できるものとします。</p> <p>(1) TVCML (Push/Pull)</p> <p>(2) SOAP</p> <p>(3) HTTP (RSS)</p> <p>(4) SMTP (接続者の指定するアドレスへのメール送信)</p> <p>6 上記の通信プロトコルのうち、TVCML (Push/Pull) と HTTP (RSS) については、平成 28 年 9 月 30 日をもって新規受付を終了します。以後、連携システムの開発にあたっては、SOAP を選択するものとします。ただし、この時点で当該プロトコルを利用している者でその旨の通知を行った者については、一定の条件の下で平成 33 年 9 月 30 日まで利用することを許可します。</p> <p>(接続の申請)</p> <p>第4条 連携システムを<u>全国ノード</u>に接続させようとするサービス利用者 接続者は、<u>Lアラート運用</u>センターの定める手続きにより申請するものとします。</p> <p>2 連携システムは、<u>実業務</u>での使用を前提としたものであることを条件とします。</p> <p>3 接続者は、接続開始を希望する日の 30 日前までに接続を申請しなければなりません。</p> <p>4 申請後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに<u>Lアラート運用</u>センターに修正を申告しなければなりません。また、接続者は、連携システムに関わる情報について、財団から要求のあった場合、これを開示するものとします。</p>

現行	改定
	<p>(テストノードを利用した試験)</p> <p>第5条 接続者は、連携システムの開発に当たり、テストノードの利用を希望する場合、<u>テストノード利用申請書</u>により申請を行うことができます。</p> <p>2 テストノードは、複数のサービス利用者等に対して共用で提供されるもので、他のサービス利用者等に影響を与えないように利用するものとします。</p> <p>3 保守等のため財団が排他的に利用する必要がある場合には、サービス利用者等による利用を制限します。利用者等は、財団が提供できる範囲において、テストノードを使用するものとします。</p> <p>4 テストノードでの試験の実施にあたっては、財団が提供するサンプルプログラムによる試験を完了し、エラーが発生しない状態になっていることを条件とします。</p> <p>(適合性検査)</p> <p>第6条 情報を発信する接続者は、連携システムを全国ノードに接続するに当たって、テストノードを使用して財団が実施する検査に合格しなければなりません。</p> <p>2 情報発信者に対する検査は、実運用に合わせた形で実施するものとします。情報発信者は、財団から提示された検査シナリオのひな形を実際の利用環境に適合したものに修正し、財団に提出するものとします。</p> <p>3 本検査は、前条第4項に定めるサンプルプログラムによる試験が完了しているものを対象とします。</p> <p>4 情報を発信する接続者は、本検査において不具合が指摘された</p>

現行	改定
	<p>場合、その不具合の改善を行なわなければなりません。</p> <p>5 財団は、検査において適合性が確認された場合、情報を発信する接続者に対して、その旨を通知するものとします。</p> <p>6 情報を発信する接続者は、前項の通知を受けた後でなければ、連携システムを全国ノードに接続することはできないものとします</p> <p>7 本検査は、当該連携システムの完全性を保証するものではありません。情報を発信する接続者は、運用開始後においても不具合が認められた場合、速やかにそれを改善しなければなりません。</p> <p>(全国ノードへの接続の許諾)</p> <p>第7条 Lアラート運用センターは、連携システムの接続申請を受領した後、申請内容を確認し、当該連携システムの接続の諾否を接続者に回答します。</p> <p>2 Lアラート運用センターは、以下各号を満たす申請に対してのみ、接続を許諾します。</p> <p>(1) 接続申請の内容が妥当であること</p> <p>(2) 連携システムの性能、動作が接続者によって十分に確認されていること</p> <p>(3) 情報発信者においては、前条に規定する適合性検査に合格していること</p> <p>(4) 連携システムの接続により全国ノードの動作に不具合を生じさせる恐れが無いこと</p> <p>3 接続を許諾する場合、Lアラート運用センターは、接続者に対して、接続に必要な情報を通知します。全国ノードへの接続設定等に関わる情報は秘密情報であり、接続者は、当該情報の漏洩</p>

現行	改定
	<p>等の無いようこれを管理する義務を負います。</p> <p>4 財団は、承諾した接続申請についてコモンズW i k i などを通じて、全てのサービス利用者等に周知します。</p> <p>(全国ノードへの接続)</p> <p>第8条 連携システムを<u>全国</u>ノードに接続するに際して、接続者は、<u>Lアラート運用</u>センターから指示された接続の手順及び方法に従うものとします。</p> <p>4 接続者は、<u>全国</u>ノードへの接続日時を財団と協議をした上で決めるものとします。</p> <p>5 財団は、<u>全国</u>ノードへの接続許可後に不具合が発生した場合、是正されるまでの間、接続者に対し、<u>全国</u>ノードへの接続の中止を求めることができるものとします。</p> <p>(試行運用期間)</p> <p>第9条 接続者は、連携システムと<u>全国</u>ノードとの接続開始から連携システムの実業務での使用を開始するまでの期間を「試行運用期間」とし、最終確認を行うことができるものとします。</p> <p>4 接続者が情報発信者である場合、接続者が試行運用期間に行う情報発信はテストモードもしくは訓練モードで行うものとします。</p> <p>5 情報発信者にあつては、実運用に向けて十分な確認、習熟を図るものとします。</p> <p>(運用の開始)</p> <p>第10条 情報発信者は、運用開始日について財団と協議した後、コモンズW i k i に<u>運用開始日を掲載した上で運用開始通知書を財</u></p>

現行	改定
	<p data-bbox="1245 197 1563 225"><u>団に提出するものとします。</u></p> <p data-bbox="1133 293 1267 320">(遵守事項)</p> <p data-bbox="1133 341 1995 467">第11条 接続者は、財団が提供する共通ツール及びマスター管理システムを利用する場合、利用規約を遵守するとともに財団の指示に従い、適切に利用しなければなりません。</p> <p data-bbox="1189 488 1995 659">2 接続者は、接続者のシステムを<u>全国</u>ノードに接続することによって、<u>全国</u>ノードがコンピュータウイルス、不正アクセス、サービス妨害等の脅威にさらされることのないよう、システムに対して十分なコンピュータセキュリティ対策を施さなければなりません。</p> <p data-bbox="1189 679 1995 850">3 接続者は、接続者のシステムを<u>全国</u>ノードに接続することによって、<u>Lアラート</u>サービスの運営に何らの支障も与えてはならず、適切なシステム処理と正確なデータの送受信が行われることを保証するものとします。</p> <p data-bbox="1189 871 1995 946">4 接続者は、不具合の修正のため、エラーログ等の収集機能と分析体制を整備しなければなりません。</p> <p data-bbox="1189 967 1995 1093">5 接続者は、<u>全国ノード</u>に対する不要な負荷を発生させない設計をし、同一の情報については、1回の動作で取得しなければなりません。</p> <p data-bbox="1133 1161 1267 1189">(報告義務)</p> <p data-bbox="1133 1209 1944 1236">第12条 接続者は、以下の場合には財団に報告しなければならない。</p> <p data-bbox="1245 1283 1906 1310">(1) <u>全国</u>ノードとの接続に関わる改修を実施する場合</p> <p data-bbox="1245 1331 1995 1406">(2) <u>全国</u>ノードとの接続に関わる不具合が発生した場合及び当該不具合が解消した場合</p>

現行	改定
<p>(接続者の責任範囲)</p> <p>第10条 連携システムの接続における接続者の責任範囲を次の通り定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 連携システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等、システム全体の構成および仕様 (2) 連携システムのハードウェア、ソフトウェアの維持管理 (3) 連携システムの処理内容および動作性能 (4) 連携システムが LGWAN または コモンズ VPN または インターネットに接続するための通信回線およびネットワーク機器 (5) 連携システムが LGWAN または コモンズ VPN または インターネット以外のネットワークにより接続する場合は、連携シ 	<ol style="list-style-type: none"> (3) 接続を開始した連携システムが 24 時間以上に渡って接続を停止する場合もしくはその恐れがある場合 (4) 接続を停止又は廃止する場合 この場合、接続者は、その 15 日前までに、<u>Lアラート運用センター</u>に対し、停止又は廃止の期日(停止の場合は再開の期日を含む)を申告しなければなりません。ただし、やむを得ない事情により、15 日前までに報告することが困難な場合は、当該事情が消滅した後可及的速やかに報告するものとします。 <p>(接続の廃止)</p> <p>第13条 コモンズ VPN による接続を廃止する場合、接続者は貸与された IP アドレスを速やかに返却しなければなりません。</p> <p>(接続者の責任範囲)</p> <p>第14条 連携システムの接続における接続者の責任範囲を次の通り定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 連携システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等、システム全体の構成及び仕様 (2) 連携システムのハードウェア、ソフトウェアの維持管理 (3) 連携システムの処理内容及び動作性能 (4) 連携システムが LGWAN <u>又は</u> コモンズ VPN <u>又は</u> インターネットに接続するための通信回線<u>及び</u>ネットワーク機器 (5) 連携システムが LGWAN <u>又は</u> コモンズ VPN <u>又は</u> インターネット以外のネットワークにより接続する場合は、連携シ

現行	改定
<p style="text-align: center;">システムおよびコモンズノードが当該ネットワークに接続するための通信回線全体および全てのネットワーク機器</p> <p>2 連携システムの形態が第1条第2項2号または3号に該当する場合、接続者は、当該連携システムの運用を委託する事業者またはサービスを提供する事業者に対して前項を適用させるものとします。</p> <p>(接続者の費用負担)</p> <p>第11条 前条に定める責任範囲において発生する費用は接続者が負担するものとします。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第12条 連携システムをコモンズノードに接続するにあたって、以下の事項は禁止します。これに該当する事実が判明した場合、コモンズセンターはその接続を切断するとともに、その接続者に対して公共情報コモンズサービスの利用停止等の措置を取ることがあります。</p> <p>(1) コモンズセンターまたは利用者設置ノードのノード管理者の許諾なく連携システムをコモンズノードに接続すること</p> <p>(2) 申請内容と相違する状態で連携システムをコモンズノードに接続すること</p>	<p style="text-align: center;">システム及び全国ノードが当該ネットワークに接続するための通信回線全体及び全てのネットワーク機器</p> <p>2 <u>接続者は、Lアラートシステムの改修やバグ修正などの機能的な変更に関わる情報を知った場合又は財団から当該情報を示された場合、必要に応じてシステムの改修等の対応を実施しなければなりません。</u></p> <p>(接続者の費用負担)</p> <p>第15条 前条に定める責任範囲において発生する<u>システム改修、通信回線の敷設や運用等の費用</u>は接続者が負担するものとします。<u>また、LGWAN 接続においては、接続のために財団に発生する個別の工事費用等の実費についても接続者が負担するものとします。</u></p> <p>(禁止事項)</p> <p>第16条 連携システムを<u>全国</u>ノードに接続するにあたって、以下の事項を禁止します。<u>Lアラート運用センターは、以下の各号に該当する事実が判明した場合、その接続を切断するとともに、その接続者に対してLアラートサービスの利用停止等の措置を取ることがあります。</u></p> <p>(1) <u>Lアラート運用センター</u>又は利用者設置ノードのノード管理者の許諾なく連携システムを全国ノードに接続すること</p> <p>(2) 申請内容と相違する状態で連携システムを<u>全国</u>ノードに接続すること</p> <p>(3) <u>ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、伝送すること</u></p>

現行	改定
<p>(免責)</p> <p>第13条 連携システムのコモンズノードへの接続により、公共情報コモンズノード、他のサービス利用者等およびコモンズセンターに損害が生じた場合、その責は接続者が負うものとし、コモンズセンターはいかなる責も負いません。</p> <p>2 試行期間中の発信情報を住民に伝達することにより問題が生じた場合、その責は当該問題を生じせしめたサービス利用者等が負うものとし、コモンズセンターはいかなる責も負いません。</p> <p>3 連携システムは、接続者が公共情報コモンズの技術仕様およびTVCML等その他の関連技術仕様について十分に確認、理解した上で使用されるものであり、接続者の仕様の確認不足、理解不足に起因する問題については、コモンズセンターは関知しません。</p> <p>附則</p> <p>本細則は平成23年6月13日から施行します。</p> <p>附則(平成25年4月1日改正)</p> <p>本細則の改正は平成25年5月1日から施行します。</p>	<p>(免責)</p> <p>第17条 連携システムの全国ノードへの接続により、全国ノード、他のサービス利用者等及びLアラート運用センターに損害が生じた場合、その責任は接続者が負うものとし、Lアラート運用センターはいかなる責任も負いません。</p> <p>2 試行期間中の発信情報を住民に伝達することにより問題が生じた場合、その責任は当該問題を生じせしめたサービス利用者等が負うものとし、Lアラート運用センターはいかなる責任も負いません。</p> <p>3 連携システムは、接続者がLアラートの技術仕様及びTVCML等その他の関連技術仕様について十分に確認、理解した上で使用されるものであり、接続者の仕様の確認不足、理解不足に起因する問題については、Lアラート運用センターは関知しません。</p> <p>附則</p> <p>本細則は平成23年6月13日から施行します。</p> <p>附則(平成25年4月1日改正)</p> <p>本細則の改正は平成25年5月1日から施行します。</p>

現行	改定
	<p data-bbox="1131 295 1534 327"><u>附則(平成 27年 12 月 25 日改正)</u></p> <p data-bbox="1243 367 1792 399"><u>本細則は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。</u></p>